平成２２年（フ）第１４５２１号
東京都調布市仙川町３丁目16―５　シティーホームズⅡ113
債務者　勝又　　克
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５２８号
千葉県市川市末広１丁目１―３―305
債務者　玉手　順子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５２９号
東京都足立区江北４丁目15―16―107
債務者　内野佳代子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５３８号
東京都小金井市前原町５丁目15―７―202
債務者　西川　　裕
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５３９号
東京都品川区東大井２丁目25―15　神山盛利方
債務者　中村　　望
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５４４号
東京都墨田区八広２丁目52―23
債務者　芝山　　亮
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５４５号
東京都世田谷区粕谷４丁目11―５　ファイブスターハイツ２―Ｂ
債務者　横山　善晴
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５４６号
東京都小平市鈴木町２丁目772―10―１―310
債務者　田辺　正孝
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５４７号
東京都練馬区大泉学園町２丁目７―12―102
債務者　村上ふくよ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５４８号
東京都世田谷区深沢５丁目10―15　ハーモニー深沢Ⅲ201
債務者　米川　能世
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５５７号
東京都杉並区今川３丁目28―13―202
債務者　小口　哲弘
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５６１号
東京都世田谷区松原２丁目42―３―201
債務者　問山　恵里
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４６号
横浜市南区万世町２丁目25番地　小泉マンション403
債務者　宮内　　浩（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８号
長野県小諸市大字滋野甲728番地８
債務者　坂田　洋介
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第９９号
長野県小諸市大字滋野甲728番地８
債務者　坂田　育美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２２５９号
横浜市港北区日吉４丁目18番23号
債務者　片野　純一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部